

魚津市公告第81号

第5次魚津市総合計画策定支援業務に係る企画提案型公募を実施するので、次のとおり公告する。

令和元年11月26日

魚津市長 村椿 晃

第5次魚津市総合計画策定支援業務に係る企画提案型公募を実施する。公募の実施要領及び仕様書は別添のとおりとする。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市 企画総務部 企画政策課 企画係
TEL0765-23-1067 FAX0765-23-1051
Mail planners@city.uzu.lg.jp

第5次魚津市総合計画策定支援業務に係る企画提案型公募実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第5次魚津市総合計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の委託業者を企画提案型公募により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 第5次魚津市総合計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別添「第5次魚津市総合計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から令和3年3月26日（金）まで
- (4) 契約限度額 7,250千円（消費税及び地方消費税含む）
（内訳 令和元年度 3,500千円、令和2年度 3,750千円）

3 実施日程

- ・質問書受付期間 令和元年12月2日（月）から12月6日（金）午後5時（必着）
- ・参加表明書提出期限 令和元年12月10日（火）午後5時（必着）
- ・企画提案書提出期限 令和元年12月16日（月）午後5時（必着）
- ・審査会（プレゼンテーション） 令和元年12月18日（水）予定 ※参加表明書提出者に正式案内します。
- ・審査結果通知予定日 令和元年12月23日（月）

4 参加表明書の提出

参加を希望する場合は、参加表明書（様式1）に記入・押印の上、令和元年12月10日（火）午後5時までに郵送または持参により提出してください。参加表明書提出者に対し、審査会の案内をします。なお、支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名・押印により提出してください。

<提出先>

〒937-8555 富山県魚津市積迦堂一丁目10番1号 魚津市役所 企画政策課 企画係 担当 石坂

5 質問受付

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式2）に記載の上、電子メールで送信してください。

<送信先>planners@city.uozu.lg.jp

<受付期間>令和元年12月2日（月）から12月6日（金）午後5時（必着）

<回答>受け付けた質問は、質問者名を伏せて市HP上で回答します。

6 企画提案書の提出について

(1) 提出書類

①会社概要書（任意様式） 10部

事業者の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等（既製の資料を用いても構いません。）

②業務実績書（任意様式） 10部

自治体における総合計画策定支援業務等の受託実績について記載したもの

③企画提案書（任意様式） 10部 原則A4サイズで作成してください。

④業務実施体制（様式3）

⑤見積書（押印のあるもの）（任意様式） 1部

令和元年度、令和2年度の内訳及び項目ごとの内訳を記載してください。

(2) 提出先

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所 企画政策課 企画係 担当 石坂

(3) 提出方法 上記提出先まで郵送、または持参

(4) 提出期限 令和元年12月16日（月）午後5時

(5) その他

①提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とします。

②提案書の提出後における提案書の追加及び変更はできません。

③提出された提案書等は返還しません。

④提案書等に虚偽の記載をした場合は失格とします。

7 審査

令和元年12月18日（水）に審査会を開催し、プレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答を行った上で提案内容の審査を行います。審査の結果、最も評価の高い提案者を委託契約候補者とします。

審査基準

評価項目	主たる評価の視点	配点
提案趣旨	・計画策定のコンセプトが明確であるか ・時代の潮流に即しているか ・国、県、市の現況と課題を捉えているか ・市総合戦略との整合、他計画との整合について深耕があるか	20
計画策定の提案、着眼点等	・政策目標や施策体系の提案があるか ・市の現状と課題を適切に捉えた提案となっているか	20
住民参画、職員参画	・具体的な手法が提案されているか ・市の実情に沿った適切な提案であるか	10
独自提案	・仕様以外の魅力的な独自提案があるか	10
業務工程	・提案内容が実施可能なスケジュールであるか	10
実施体制	・業務遂行の担当者の配置、連絡体制が適切に整っているか ・担当者は業務経験、専門的知識を十分に有しているか	10
業務実績	・総合計画策定業務の実績を有しているか（県内外）	10
見積額	・年度ごとの限度額以内であるか ・業務内容ごとの内訳が明示されているか	10

8 契約

審査結果通知後、市と委託契約候補者は契約締結に向けた協議を開始するものとします。

原則として企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとしますが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更または削除を行う場合があります。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとします。

ただし、委託契約候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行います。

9 参加資格要件

参加希望者は、参加表明書の提出期限において次の資格要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 令和元年度・2年度における魚津市物品購入等入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第5条第1項に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 自治体における総合計画策定支援業務の受託実績を有すること。

第5次魚津市総合計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

第5次魚津市総合計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は「第4次魚津市総合計画（以下「現行計画」）の計画期間が令和2年度で終了することを受けて、市を取り巻く社会情勢を踏まえ、市民参画のもと、市の将来像を示し行政運営の指針となる「第5次魚津市総合計画（以下「次期計画」）を策定することを目的とします。

また、平成27年度に策定した「魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現行戦略」）の計画期間が令和元年度までとなっています。このため、現行計画と現行戦略の成果検証を共通して行うとともに、現行戦略の計画期間を令和2年度まで1年延長し、次期計画を「第2期魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「次期戦略」）の内容を包含した一体的な計画として策定します。

次期計画及び次期戦略は、少子高齢化に伴う人口減少や厳しい財政状況が続く中であっても、将来にわたって安全安心な生活を送ることができるまちづくりの方策を示し、市民や企業等と協働して実践していくための指針となります。

次期計画及び次期戦略の策定にあたっては、多様化する市民のニーズや本市が抱える課題に柔軟かつ適切に対応していくことが求められており、多くの労力と専門的なデータ収集、分析及び検討が必要となることから、豊富な経験と高い専門性を有する事業者へ策定支援業務を委託するものです。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日まで

4 業務の概要

受託者は、概ね次に掲げる業務を行うものとする。なお、本項目は市が最低限必要と考える事項を示したものであるため、受託者は本業務をより効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

(1) 市の現況把握及び構造の分析等基礎調査業務

市及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・課題整理し、次期計画策定の基礎とする。

(2) 市民意識調査の分析・報告書作成

令和元年9月11日～9月30日を調査期間として、市民3,000人を対象に市民意識調査を実施し、1,157人から回答を得た。回答内容の入力及び集計結果（概要）作成は市で実施済。分析及び報告書を作成する。

(3) 策定組織の運営支援

庁内組織である「魚津市総合計画作成会議（以下「庁内会議」）及び外部組織である「魚津市

総合計画審議会（以下「審議会」）の円滑な運営のために必要な支援を行う。（庁内会議及び審議会の参加は任意）

（４）現行計画・現行戦略の検証及び関連計画の整理

現行計画・現行戦略の検証を行う。既に審議会を２回開催しており、審議会で提示した成果指標の進捗状況や市民意識調査の集計結果（概要）など市が作成・提示した資料を補強・整理する。また、現行計画、現行戦略・人口ビジョン等と関連計画の位置付けについて整理した上で、次期計画・次期戦略につながる新たな課題の抽出と解決方針の提示を行う。

（５）現行戦略の延長計画策定支援

現行戦略の計画期間について、現行計画の満了年度である令和２年度まで延長する。計画期間の延長にあたっては、国が示す指針や県の総合戦略等と整合を図り、現行戦略・人口ビジョンの検証結果に基づき、取組内容及び成果指標並びに重要業績評価指標（KPI）の見直しを行う。

（６）人口データの整理及び将来人口の推計

市の人口移動状況の把握及びその特徴の分析を行い、「魚津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「人口ビジョン」）における各種人口データを直近の国政調査結果や住民基本台帳等をもとに時点修正を行う。また、将来人口の推計を行い、目標人口設定等の資料とする。

（７）基本構想の策定支援

基礎調査や庁内会議及び審議会、また市民参画等による意見の集約、取りまとめを行い、基本構想（案）を作成する。現行計画と概ね同様の構成とし、次期戦略を包含するものであることを念頭に項目の整理等を行うとともに、既存の計画や策定中の立地適正化計画等の関連計画と整合を図るものとする。

（８）基本計画の策定支援

基礎調査及び基本構想（案）を踏まえ、基本計画（案）を作成し、事務局との打ち合わせや庁内会議、審議会等での協議・調整を踏まえて修正する。（７）と同様、作成にあたっては、次期戦略を包含するものであることを念頭に項目の整理等を行うこと。

（９）次期計画・次期戦略の進捗管理方法及び各種指標の提案

次期計画・次期戦略の進捗管理方法の提案を行う。各種成果指標や KPI の設定・計測方法について、他の事例等を踏まえ、過度な事務負担を伴わずに適切かつ効果的な検証を実施する手法を具体的に提案する。

（１０）幅広い意見収集、集約

策定過程において、市民（特に若い年代）、関係団体、企業等から幅広く意見を収集するとともに、市職員の参画意識醸成及びアイデアを取り入れる手法を提案し、その実施支援を行う。

(11) 次期計画及び次期戦略の冊子原稿及び概要版作成

次期計画及び次期戦略の冊子原稿を作成する（印刷製本は含まない）。また、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。計画の内容を住民に周知するという目的を勘案して、住民目線でわかりやすくとりまとめること。

5 成果品

- (1) アンケート結果報告書 電子データ
- (2) 計画書 電子データ
- (3) 計画書概要版 電子データ
- (4) 人口ビジョン 電子データ
- (5) 本業務関連の電子データ一式
- (6) その他協議し必要と認めた資料

6 その他

- (1) 本業務の提案及び実施にあたっては、最新の事例や情報を収集して業務に反映するよう努めること
- (2) 業務の進捗について、定期的に市に報告を行うこと
- (3) 個人情報の取扱いについては、魚津市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うこと。また、業務遂行上知り得た事項を第三者に漏らしたり、委託業務の範囲を超えて利用しないこと。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議を行うこと。

(様式1)

「第5次魚津市総合計画策定支援業務」公募型プロポーザル参加表明書

魚津市長 村椿晃 あて

事業所名

代表者名

㊞

標記業務の公募型プロポーザルに参加します。

事業所名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

※12月10日(火)午後5時までに提出して下さい。

※審査会の詳細については改めてご連絡します。

担当者：〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市企画政策課企画係 石坂
TEL：0765-23-1067 FAX：0765-23-1054
Mail：planners@city.uozu.lg.jp

(様式2)

第5次魚津市総合計画策定支援業務 企画提案募集に係る質問票

質問概要	
内容	
事業者名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

※受付期間は令和元年12月2日(月)から12月6日(金)午後5時までです。

※受け付けた質問は、質問者名を伏せて市HP上で回答します。

担当者：魚津市企画政策課企画係 石坂

TEL：0765-23-1067 FAX：0765-23-1054

Eメール：planners@city.uozu.lg.jp

業 務 実 施 体 制

役割	氏名	年齢	実務経験年数・資格	担当する業務内容
主任技術者			○実務経験年数 年 ○資格	
担当者			○実務経験年数 年 ○資格	
担当者			○実務経験年数 年 ○資格	
担当者			○実務経験年数 年 ○資格	
再委託先	再委託する業務内容			

※記入欄が不足する場合は、欄を追加して記載すること

※業務の一部を再委託する場合は、委託先、業務内容について記載すること